

平成27年度 国民健康保険料の計算方法(12カ月分)

所得割額の料率・均等割額・平等割額は据え置きです (10円未満の端数処理により、保険料が増減する場合があります)

保険料 = 医療分保険料 + 支援分保険料 + 介護分保険料

0~74歳までの人で、後期高齢者医療制度を支援する保険料
40~64歳までの人で、介護保険制度を支える保険料 (65歳以上の介護保険料は国民健康保険料とは別徴収)

種別	医療分	支援分	介護分
所得割額	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
均等割額(1人あたり)	23,520円	8,040円	7,320円
平等割額(1世帯あたり)	21,840円	6,960円	4,680円
合計	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料
最高限度額	★520,000円	★170,000円	★160,000円

★=国の法改正に伴い、保険料の賦課限度額を上げました

所得割額の計算

(平成26年1月1日から12月31日までの総所得金額など - 基礎控除額33万円) × 医療分料率9.4% = Ⓐ

医療分料率9.4% = Ⓐ

【所得の例】

- 給与所得.....給与収入 - 給与所得控除
- 公的年金等雑所得...公的年金等収入 - 公的年金等控除
- その他の所得.....収入 - 必要経費

× 支援分料率3.4% = Ⓑ

× 介護分料率2.7% = Ⓒ

保険料の減額制度

~こんなときは保険料が減額されます~

①世帯の総所得が基準額を下回る世帯 ▶申請は不要です

軽減所得判定表(均等割額と平等割額を軽減)

軽減割合	軽減基準所得	
	通常の世界帯	後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯
8割	33万円以下	33万円以下
6割	33万円 + [国保加入者数 × 26万円] 以下	33万円 + [(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 26万円] 以下
2割	33万円 + [国保加入者数 × 47万円] 以下	33万円 + [(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 47万円] 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した人であって、後期高齢者医療の資格取得日以降も世帯主(以後継続して世帯主である人に限る)と同一の世帯に属する人のことです▶収入状況が不明な場合は軽減判定ができませんので、必ず「所得申告書」を提出してください

②失業した人 ▶申請が必要です

【内容】離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、失業者の前年の給与所得のみを100分の30に軽減し保険料を算定

【対象】倒産や解雇などで本人の意思と関係なく職を失った国保加入者(加入予定者を含む)で次の全てに該当する人▶離職日が平成21年3月31日以降▶離職日に65歳未満▶「雇用保険受給資格者証」の離職理由コード番号が「11.12.21.22.23.31.32.33.34」のいずれか

【申請方法】直接または郵送で、特例対象被保険者等に係る届出書(国保・年金課、市ホームページにあり)と雇用保険受給資格者証の両面コピーを〒790-8571国保・年金課へ

③後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯

平等割額の軽減(8年間) ▶申請は不要です

【内容】医療分と支援分の平等割額が軽減(①の8・6・2割軽減に該当する場合は軽減後の平等割額が軽減)

【対象】国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、残りの加入者が1人になる場合
●1~5年間は平等割額の2分の1が軽減
●6~8年間は平等割額の4分の1が軽減

扶養家族の減免(当分の間) ▶申請が必要です

【内容】扶養家族の、所得割額免除、均等割額半額(①の8割・6割軽減該当者を除く)、平等割額半額(世帯全員が対象者の場合のみ。①の8割・6割軽減該当者を除く)

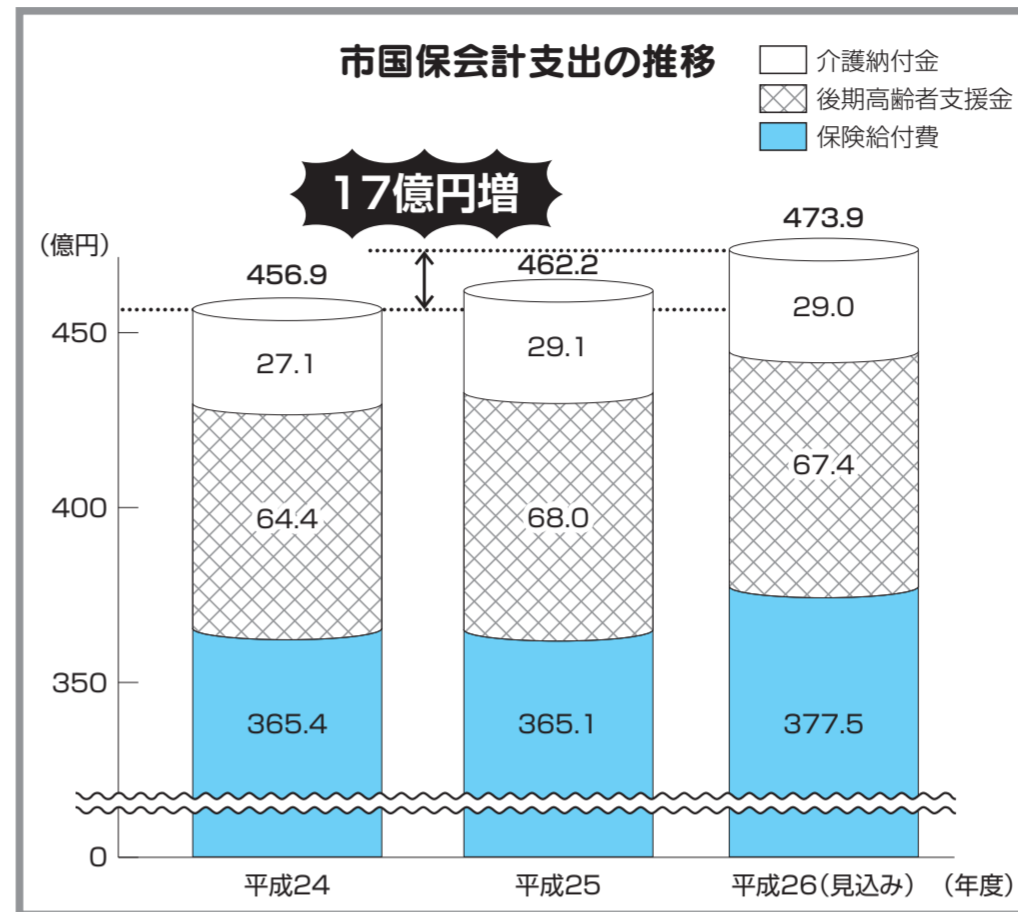
【対象】職場などの健康保険(国保組合は除く)の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、新たに国保に加入する65~74歳までの扶養家族
【申請方法】直接、申請書(市ホームページにあり)を国保・年金課へ
※転入してきた人は「異動連絡票」が必要

詳しくは市ホームページで [松山市 国民健康保険](#) [検索](#)

お問い合わせは、国保・年金課(市役所別館3階)の下記担当へ
(ファクスは共通 ☎934-2631)

- ◎保険料(料金・特別徴収) = 賦課担当 ☎948-6365・6366・6367
- ◎保険証交付(加入するとき・やめるときなど) = 資格担当 ☎948-6363
- ◎納付(支払い) 証明や口座振替 = 総務・医療制度担当 ☎948-6376
- ◎保険給付(高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など) = 給付担当 ☎948-6361
- ◎保険料の支払い = 収納担当 ☎948-6368・6377・6864
- ◎保健事業 = 総務・医療制度担当 ☎948-6375

厳しさを増す国保運営



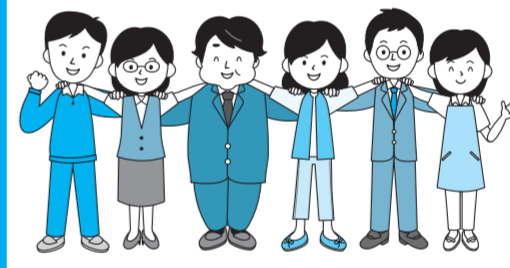
国保事業には、加入者の皆さんが病院などで治療を受けたときに支払う保険給付費や、後期高齢者医療制度を支援するための拠出金、40~64歳までの介護2号被保険者が支払う介護納付金などの支出があります。それらを合計した平成26年度の支出総額は、473億円を超え、平成24年度と比べると17億円以上も増える見込みです。国・県の補助などの収入で賄っていますが、これらの支出により厳しい財政状況が続いています。

国保の財政状況

国保の財政状況は、加入者の皆さんが病院などで治療を受けたときに支払う介護納付金などの支出があります。それらを合計した平成26年度の支出総額は、473億円を超え、平成24年度と比べると17億円以上も増える見込みです。国・県の補助などの収入で賄っていますが、これらの支出により厳しい財政状況が続いています。

国民健康保険(以下、国保)は病気やけがなど、いざというとき安心して治療が受けられるように、加入者の皆さんが収入に応じて保険料を出し合い、国・県などからの補助と合わせて、助け合いながら医療費の負担を軽減する制度です。今後も安定的な運営を維持するため、皆さんのご協力をお願いします。

集みんなでお助け合おう 国民健康保険



本市の財政健全化対策

- 公平・公正な保険料収入の確保を目指します
- 口座振替を推進し、納期内納付を促進します
- 適切な納付相談・指導を徹底し、公平性を高めます
- 給付などの支出の適正化や保健事業の推進を図ります
- 給付内容の審査やレセプト(診療報酬明細書)点検により、適正な給付を行います
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を促進し、負担軽減を図ります
- 健康教室、健康相談事業を通じて病気の予防、健康の維持に努めます
- 特定健康診査の受診率を増やし、適切な保健指導により生活習慣病を予防します

納付は安心便利な口座振替で!

保険料の支払いを口座振替にすると、毎月、保険料を納付する手間がなくなり、自動で保険料が払い込まれるため、納め忘れを防止できます。納入通知書に同封の申込書に必要事項を記入・押印し、直接または郵送で〒790-8571国保・年金課へ

普通徴収(納付書または口座振替)の人

平成27年度 納期限

6月期	7月期	8月期	9月期	10月期
6/30(火)	7/31(金)	8/31(月)	9/30(水)	11/2(月)
11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
11/30(月)	12/25(金)	平成28年 2/1(月)	2/29(月)	3/31(木)

※金融機関のほか、四国内のゆうちょ銀行および郵便局、コンビニエンスストアでも支払えます

特別徴収(年金天引き)の人

平成27年度 天引き日

4/15(水)	6/15(月)	8/14(金)	10/15(木)	12/15(火)	平成28年 2/15(月)
---------	---------	---------	----------	----------	------------------

4月・6月の1回当たりの徴収額は、前年度2月の徴収額または前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った金額です。8月以降の徴収額は、6月中旬に決定した年間保険料から4・6月の徴収額を引き、残りの徴収回数で割った金額です。※口座振替に変更を希望する人は「納付方法変更申出書(国保・年金課にあり)」を提出してください。納付書での支払いへは変更できません

【対象】次の全てに該当する人▶加入者の年齢が65~74歳までで構成されている世帯の世帯主(他の健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主は除く)▶介護保険料が特別徴収されており、特別徴収の対象となる年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金など)を年間18万円以上受給▶国保料と介護保険料(65歳以上)の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

納付義務者

国保加入者がいる世帯の世帯主が納付義務者です。左表のとおり

期限内に保険料を納めましょう

国保制度の安定的な運営を図るため、保険料は期限内に納付してください。